

# 税務・財務情報

第2602号

## 相続対策としての暦年贈与

### 税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、  
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、  
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！

お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者が  
お伺いしたときに、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、  
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail [topp@hi-ho.ne.jp](mailto:topp@hi-ho.ne.jp)

# 相続対策としての暦年贈与

平成 25 年度税制改正により、相続税の課税が強化されます。一方、贈与税については、子や孫への贈与税率の緩和など、相続税の課税対象者にとっては生前贈与を積極的に活用すべき方向になっています。そこで今回は、相続税対策としての暦年贈与についてお話ししたいと思います。

## 1 相続税の改正

平成 27 年度 1 月 1 日以降に発生した相続については 相続税は次の改正が適用されます。

### ・基礎控除額の減額

現行＝5,000 万円＋1,000 万円×法定相続人

改正＝3,000 万円＋600 万円×法定相続人

父が亡くなり、母と子 2 人の 3 人が相続した場合、相続税がかかる財産額は現行の 8,000 万円超から 4,800 万円超に下がります。

### ・税率構造見直し

最高税率が 50%から 55%に（法定相続人の取得金額が 6 億円超の場合）

税率区分が 6 段階から 8 段階に

## 2 贈与税の改正

贈与税については、高齢者の保有する資産の早期移転を促進し、消費拡大による経済活性化を図る観点から、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与により次のような改正が行われます。

### ・税率構造の緩和 20 歳以上の子や孫への贈与についての税率構造の緩和

現行＝最高税率 50% 課税価格 1,000 万円超

改正＝税率 50% 課税価格 3,000 万円超 4,500 万円以下

最高税率 55% 課税価格 4,500 万円超

### ・「直系尊属からの贈与」と「一般の贈与」とで適用される税率を区分

### ・相続時精算課税制度の受贈者に孫を加えるなどの対象者拡大

### 【現行】

課税所得金額	税率 (%)	控除額 (万円)
200 万円以下	10%	—
200 万円超～300 万円以下	15%	10
300 万円超～400 万円以下	20%	25
400 万円超～600 万円以下	30%	65
600 万円超～1,000 万円以下	40%	125
1,000 万円超～	50%	225

### 【改正後】直系尊属からの贈与

課税所得金額	税率 (%)	控除額 (万円)
200 万円以下	10	—
200 万円超～400 万円以下	15	10
400 万円超～600 万円以下	20	30
600 万円超～1,000 万円以下	30	90
1,000 万円超～1,500 万円以下	40	190
1,500 万円超～3,000 万円以下	45	265
3,000 万円超～4,500 万円以下	50	415
4,500 万円超～	55	640

### 【改正後】一般の贈与

課税所得金額	税率 (%)	控除額 (万円)
200 万円以下	10	—
200 万円超～300 万円以下	15	10
300 万円超～400 万円以下	20	25
400 万円超～600 万円以下	30	65
600 万円超～1,000 万円以下	40	125
1,000 万円超～1,500 万円以下	45	175
1,500 万円超～3,000 万円以下	50	250
3,000 万円超～	55	400

## 3 相続対策としての暦年贈与

### 1 暦年贈与

生前贈与とは、生きているうちに財産を相続人に譲ることで相続財産を減らし、節税効果を高めることが目的です。生前贈与には「暦年贈与」と「相続時精算課税贈与」、新設された「教育資金の一括贈与」などの制度があります。どの制度を選択するかは、贈与を行う理由、位置づけによって異なります。その中で暦年贈与は、生前贈与の手法として以前から最も多く利用されている手法です。

暦年贈与とは、毎年1月1日から12月31日の間に贈与された財産額の合計に応じて、贈与税を払う制度です。非課税枠は、受贈者1人当たり年間110万円です。暦年課税のメリットは、毎年利用できること、法定相続人以外にも利用できることがあります。

### 2 暦年贈与のポイント

贈与税は、「(贈与価格-110万円)×税率-控除額」で計算されます。

贈与税の基礎控除(110万円)は納税の都度活用できます。

そのため、早い時期から長期間にわたって贈与すること、多くの人に贈与することで相続税の負担を軽減することができます。

<計算例(改正後)>

- ・600万円を200万円ずつ子供3人に贈与した場合

$$(200 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 10\% = 9 \text{ 万円} \quad \text{贈与税合計} \quad 9 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 27 \text{ 万円}$$

- ・600万円を子供1人に贈与した場合

$$(600 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 20\% - 30 \text{ 万円} = 68 \text{ 万円} \quad \text{贈与税} \quad 68 \text{ 万円}$$

このように3人に贈与する場合の方が、贈与税額の負担が少なくなります。

## 4 孫への贈与のメリット

相続税は、相続財産額が基礎控除額を超えた場合に法定相続人に対して課されます。親から子、子から孫へと財産が継承されれば、相続税が2回課されることとなります。しかし、子を飛ばして孫に直接渡せば課税は贈与税の1回で済みます。

さらに、「被相続人が亡くなる3年以内に相続人に贈与した財産は、相続財産の対象となる」という規定があるため、万が一親が贈与から3年以内に死亡した場合子への贈与財産は相続税の課税対象となりますが、孫は法定相続人ではないため対象とはなりません。

## 5 生命保険を活用した生前贈与

贈与した資金を子が定期預金などで残してくれれば問題ないのですが、相続税納税資金に充当する等、贈与者の意思にかなった贈与となるように、贈与を受けた財産の受け皿として生命保険を活用する具体例を紹介します。

Aさんは将来の相続税負担の軽減を目的として、暦年課税制度を利用した贈与を行うことにしました。相続時点で承継しようと考えていた現金の一部を長男に毎年掛金相当額を生前贈与します。贈与を受けた長男は次のような内容の生命保険を契約します。

契約者	長男
被保険者	Aさん
死亡保険受取人	長男

この生命保険の保険料の支払いに贈与した金銭を充当します。

長男が受け取る死亡保険金はAさんの相続税の課税対象にはならず、長男に対する所得税の一時所得課税になります。総所得金額に算入する一時所得の金額は次の通りです。

$$(\text{死亡保険金} - \text{既払込保険料額} - 50 \text{万円}) \times 2 \text{分の} 1$$

つまり、死亡保険金の金額が支払保険料を上回ったときに課税されます。また、死亡保険金を相続税の納税資金として準備することができます。

## 6 まとめ

生前贈与による対策を行う場合、税務署に対して贈与した事実を客観的に立証するための要件を整えておくこともポイントになります。単に子の名義で預金を作成しても贈与を行ったことにならず、「名義預金」として税務調査でもよく指摘されます。贈与契約は口頭でも成立しますが、契約書を作成しておくべきでしょう。

贈与のポイントは、贈与の受託の意思があること、贈与財産の引き渡し事実があることの2点です。「贈与」が成立していると認められない財産の移動は相続財産と認定される可能性があります。今後相続対策の一環として生前贈与の活用が増えると思います。どの制度を利用するか、いくら贈与するかなどご不明な点がございましたら、弊社の担当者にご相談ください。